

砂川市訓令第22号

令和4年4月1日

砂川市委託型地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市委託型地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する訓令

砂川市委託型地域おこし協力隊設置要綱(令和2年訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「都市地域等」の次に「若しくは海外」を加え、「地域おこし協力隊員」を「隊員」に改める。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動を行えなかった隊員(令和元年度から令和3年度までに委嘱された者に限る。)が、3年を超えて地域協力活動を行うことを希望し、市長が活動期間の延長が必要と認めた場合には、活動期間を2年を上限として延長し、最長5年とすることができる。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。